

シマダトラベルパートナーズ株式会社

国内募集型企画旅行 ご旅行条件

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、シマダトラベルパートナーズ株式会社(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面(以下「旅程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行の申込みおよび契約の成立

- (1) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日からさかのぼって14日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約のお申込みを承諾する旨の通知を留守番電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール等の「電子承諾通知」による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します(お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、内容を了知した時ではありません)。
- (4) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (5) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。
なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱(離団)する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任を負いません。

3. 契約責任者による申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送機関の運賃料金、食事代、体験料、ガイド料、消費税等の諸税の他、パンフレット等に旅行代金含まれるものとして明示されたもの及び旅行業務取扱料金が含まれています。

5. 旅行代金に含まれない主なもの

ご自宅と集合・解散地間の交通費や飲食費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

6. 契約内容・旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合は契約の内容を変更することがあります。
- (2) この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行代金の額の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約

8. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する費用をお支払いいただけます。

9. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

取消日(契約解除の期日)	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
[1] 20日～8日前まで(注1) 10日～8日前まで	旅行代金の20%
[2] 7日～2日前まで	旅行代金の30%
[3] 旅行開始日前日	旅行代金の40%
[4] 旅行開始日当日(〔5〕を除く)	旅行代金の50%
[5] 旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(注1)「日帰り旅行」に限り、〔1〕の取消料は「10日～8日前まで」の期日とします。

- (2) お客様は、次に掲げる場合は、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第14項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

10. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の14日前(日帰り旅行は4日前)までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

11. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様による解除および払い戻し
 - お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
 - お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従ったサービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責任に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金から差し引いたものを払い戻しいたします。
- (2) 当社による解除および払い戻し
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(裏面へ続く)

12. 当社の損害賠償責任

当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

13. 特別補償

当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

- (1) 細菌性食中毒によるもの
- (2) 当社手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ日にお客様が被った損害
- (3) 法令に違反する行為と同様のサービス提供を受けている間に生じた事故

14. 旅程保証

- (1) 当社は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のイ〜ロで規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（過剰予約受付が原因の場合を除きます）。
 - イ. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画による運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
 - ロ. 第9・10・11項の規定による契約が解除された部分に係る変更。
- (3) 当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (4) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第15項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0

⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - イ. 暴力的な行為の要求行為。
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の義務を妨害する行為。
 - ホ. その他、前各号に準ずる行為。

17. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申しいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細については、当社(TEL:03-6275-1151)にお問い合わせください。

18. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2026年3月1日現在です。

<旅行企画・実施>

東京都知事登録旅行業第2-8930号

シマダトラベルパートナーズ株式会社

〒151-0053

東京都渋谷区代々木3丁目22番7号

新宿文化クイントビル14階

電話番号:03-6275-1151

営業日・営業時間(月~金)10:00~17:30

【総合旅行業務管理者:川口徹也】



(一社)全国旅行業協会正会員